

「住民の手で暴力団排除へ」～暴力追放福井県民福井大会～

全国暴力追放運動推進センター

専務理事 田中 法昌 氏

今日は、新しい暴力団対策についてお話しをしたいと思います。暴力団員は最近減少傾向にあります。平成初期の暴対法制定時ですと、9万人の暴力団員がいたのですが、27年だと約半分になったのです。この半分になった理由は二つあると思います。

1つが、いわゆる暴対法、暴排条例等の効果ということです。暴対法とは、暴力団を検挙する法律ではありません。暴力団を検挙するのに使うのは主に刑法です。

では、暴対法は何をするのかというと、暴力団に限らず組織というのは、「人」と「金」からなるわけですから、ここに着目して、「人」と「金」に対策をとればその組織は弱体化していくわけです。

戦後の、暴力団の始まりのころ、警察では頂上作戦というのをやりました。トップを

検挙し、組長をどんどん刑務所に入れたわけです。

大成功に終わったこの作戦ではありますが、結果的には暴力団をなくすことはできませんでした。日本は法治国家、民主主義国家であり、死刑にしない限り必ずまた社会に出てくるわけです。無期懲役といっても10年もすれば出てきますし、そうでないものは3年ぐらいで出てきちゃう。刑務所に入れた暴力団の組長たちが、すぐ出てきて、しかもかつての失敗はもうやるまいと利口になっているわけです。すると検挙がだんだんしにくくなる。取締りだけで暴力団を減らすのは難しいという結論になった訳です。

では、どうしたらいいか。暴力団というのは社会の癌細胞みたいなものですから、癌治療をすると考えればわかりやすい。全身に癌が転移して

いると、手術はできないわけ
です。

暴力団が社会に蔓延している
状況というのは、体の中に
ガン細胞が蔓延しているよう
な状況でありますから、これ
を手術、すなわち検挙では取
れない。じゃあどうするか。
これは、「抗がん剤」などいろ
んな手術以外の方法でガン細
胞を小さくしていかなきゃい
けない。

この抗がん剤にあたるのが、
暴対法でありまして、暴力団
を「金」、「人」、それから事務
所がありますから「場所」、こ
の3つの側面で弱体化してい
く。ある程度弱体化したとこ
ろで、各種の法令を駆使して
強力に検挙するというのが基
本的な考え方です。

次に暴排条例というものが
あります。これは私が福岡の
本部長のときに、全国で初め
て作ったのですが、この条例
の考え方も同様です。人と金
という面から暴力団を活動し
にくくしていこうということ
です。

これらの対策が功を奏して、
暴力団が存在しにくくなり減
っているということは間違い

ない事実と思います。

しかし一方で、本当に半分
以下になったのか、という疑
問もある。そこでもう1つの
解釈があるということです。

暴力団というのは暴対法の
定義によれば、「威力を示して
不法な資金を取る団体」です。
そこで、威力とは何だという
と、「何とか組のものだ」と言
って脅して、言うことを聞か
ないと、殴る、蹴る、刺す、
殺す、こういうのが暴力団の
威力を示すのですが、実は
そういう古いタイプの暴力団
は、今はあまりいません。

暴力団が何で検挙されたか
というのを統計で見えますと、
4割は窃盗つまり泥棒なの
です。1割が詐欺です。振り込
め詐欺なんかは、ほとんど暴
力団が背後にいる。詐欺とか
窃盗は、威力を示してやる犯
罪ではない。「俺は暴力団だ」
と言って泥棒してもしようが
ないわけで、威力を示さない
で行うわけですから、こうい
う連中を暴力団と認定するの
はなかなか難しいという問題
があります。

つまり、本来の正統的なと
いうとちょっと言い方が変で

すが、昔の暴力団から今の暴力団は相当に変わってきている。いわゆる暴力的な犯罪ではなくて、泥棒だ、詐欺だで、暴力団は稼いでいるわけであります。

暴力団は、風俗店だとか、あるいは一般の飲食店なども経営しています。大阪の時に調べたことがあります。普通の人々が普通に行っているような飲食店が実は暴力団の関係会社である、暴力団の支配下にある会社であるわけです。

こういう商売をしているからといって、その従業員を暴力団員と認定するわけにはいかないのですが、実態としては暴力団に金が流れていくわけであります。

このように暴力団員認定が難しくなってきたということがあり、暴力団の数が減っているという側面もあると思います。

ここで、暴力団の実態の変化を、私の経験に基づいて振り返ってみたいのですが、私が昭和55年に警察庁に入り、最初に勤務したのが愛知県の中警察署です。

ここは、「栄地区」という非

常に大きな繁華街を持っており、毎日のようにそこで客引きによる被害がありました。私は地域担当でしたから、こんなことではダメだと署長あての勤務日誌に書いたのです。

すると、その後刑事研修になるとすぐ、署長から「巡査部長を一人つけてやるから、なんとかしろ。」と命ぜられ、客引きを恐喝事件で検挙したことがあります。風俗営業みたいな顔をしていて、いざとなると暴力団が出てきて金をとるという形態で、まさに暴力を使った犯罪でした。

その後、昭和60年の一和会と山口組との抗争いわゆる山一戦争を経験しました。

神戸市内で毎日発砲事件があるのです。暴力団事務所というのは神戸市内にこんなたくさんあるのかと驚きました。善良な市民が何人も、組員を狙った流れ弾に当たって亡くなっています。暴力団の凶悪性を実感し、暴力団というのは社会の敵なのだということがよくわかりました。

その後、内閣の方に出向し担当したのが「総会屋対策」で

す。総会屋とは、会社の弱点を見つけて、それで会社をゆする、こういう連中で、暴力団の親戚筋です。

これまでの暴力を前面に押し出して金儲けするのではなく、経済活動、社会運動のような顔をして資金獲得する、という意味では新しい動きであったのかな、という気がします。

金を脅し取るのはもちろん犯罪ですが、この連中にカネを払うことも、商法違反で犯罪になります。どういう会社がこれで掴まったかというところ、高島屋、神戸製鋼、味の素、三菱自動車、第一勧銀、これは今のみずほ銀行。証券会社、航空会社、あらゆる業種が検挙されているといっても過言ではありません。

反社勢力、暴力団等に金を渡しているのは誰だというと、企業です。総会屋に渡して、それが暴力団にも流れるという寸法だったのです。

やはり企業対策をやらないと暴力団の金を絞るといっても難しいんだなと感じたわけです。

次は広島です。広島で平成 12

年から 2 年間勤務をしたのですが、当時の最大の問題は暴走族でした。市内の目抜き通りを暴走族が闊歩する。車道なのに車が通れない。夏のお祭りの時期なんかにはやる。機動隊で排除しようとする、歯向かってくる。もちろん二輪車に乗って暴走もする。さらに、ひったくり、自販機荒らしなどの窃盗もやる。性犯罪も非常に多くなりました。この暴走族を支えているのが暴力団だったのです。暴走する時に、一番後ろに 4 輪車がついて護衛する。乗っているのは暴力団員で、パトカーが近付けないように邪魔する。その間に、暴走族が逃げてしまう。では、なんで暴力団が暴走族を保護するかというと、暴走族は暴力団の養成施設だからです。非行少年が暴走族になる。暴走族をやるかたわら、泥棒をして金を稼ぎ、それを暴力団に貢ぐと、暴力団員はこれは筋がいいぞということで、暴力団員にするのです。暴走族は少年問題であり、暴力団問題だということです。まずはこの暴力団を検挙しなくてはダメだということで、

暴力団員の乗る車にパトカーをぶつけて検挙し、新たに市条例を作って公園に蝟集する少年への対策を進めたのです。

商工会議所等の人達と話しますと、みなさん「暴走族が騒ぐということで、うちはお客さんが夏来ない。逃げてしまう。何とかして欲しい。」というお話でありました。そのとき思ったのは、暴走族、暴力団の問題があると、経済の損失となり、社会全体が損をするということです。また、少年対策、つまり「人」の対策が、暴力団対策には必要だということです。

そんな経験を積んで福岡に行き、まず知事のところにあいさつすると、「本部長、暴力団対策やってくれよ！」とのっけから言われました。その後、公安委員会、地元の産業界にもご挨拶をすると、みなさんが異口同音に「暴力団をなんとかしてくれ。」とおっしゃる。

なぜかという、知事と市長が企業誘致活動をしている最中に、トヨタの工場に手りゅう弾が投げ込まれたのです。

これは工事を請け負ったゼ

ネコンが、地元暴力団に金を出さなかったために起こった事件なのですが、新聞に出たとたん、誘致話をご破算になってしまった。つまり、暴力団が栄えているところには、まともな企業は来ないし、普通の人も集まらないのです。

暴力団が事件を起こしていると、経済活動がダメになり、困るのは企業であり県民だということです。暴力団は社会問題なんだ、経済問題なんだということです。

逆に、暴力団を責める、体力を弱らせるのにも経済、すなわちカネが有効である。

そこで、資金源で攻めるといふときにどういう方法があるかということでもいろいろと検討して作ったのが、福岡県の暴排条例です。組織犯罪対策を「金」と「人」とあと「場所」、この三つの観点で対策を進めていく。そこで、初めて幹部を含めた組織全体の検挙というところまで行ける。

以下、「新しい暴力団対策」として、この三つの面から対策を説明します。

まず「カネ」ととれないようにするという面では、暴対法

に規定があります。暴力的要求行為の禁止、要するに恐喝、ショバ代とか用心棒代などと称して金を取ったらだめだ。しかしそれは、飲食業や風俗業などの営業をしている人に対するもので、一般県民にはあんまり関係がない。そこで、暴排条例では、およそ県民全部が「暴力団に金を出したらいけません。」という規定にしました。

では、カネを出したらどうなるのか。「勧告」です。勧告とは、こういうことしちゃだめだよということです。勧告を聞かないとどうなるかというところ、公表になります。これは効く。裁判所で有罪になっても多くの場合はわずかな罰金ですんでしまう。ところが公表されると、その会社は地域社会で生きていけない。「暴力団の会社である。」となり、もう商売ができない。会社が潰れてしまうわけです。

現在、全国で暴排条例ができていますが、この規定を活用する事例が増えています。非常に効果があるからです。

次は、カネを取り上げる方法です。これも暴対法に規定が

あり、組員がやった不始末は組長が責任を取るというものです。事件で検挙してもなかなか組長までいけないのです。捜査は一つ一つの証拠の積み上げですが、「田中組長に言われてやりました。」という命が危ないのですから、なかなか事件化できない。

ところが、民事賠償の責任は直接組長に問える。暴力団の組長というのは本当に吝嗇（りんしょく）でありまして、1円だって出したくない。

「組長の民事責任、賠償請求がされる」と心配なので、抗争事件で「周りの人に迷惑をかけてはいかんぞ。」となるわけです。今回の山口組の分裂で事件は色々とありますけれども、山一戦争の時と比べて、深刻な事態に至っていないのは、このような対策の効果があると思います。

次が「人」です。暴走族がその暴力団の人材源になっているといいましたが、最近、暴走族は減りました。しかし、非行少年は、相変わらず暴力団の人材供出源です。

そういう子供達が、車上狙い、自販機荒らしなどの泥棒、振

り込め詐欺の手先だったりするわけです。そして彼らは暴力団はいいものなんだと誤解しているわけなんです。

そうじゃないんだ、暴力団に入ったら、搾取され、殴られ、ひどいことになるんだ。究極のブラック企業だよ、ということをお教えなさいけない。そこで、福岡では、暴排先生というのを条例で作りました。

暴排先生は、福岡では全小学校、中学校を巡回して年一回この教育をやっています。残念なことに、全国ではやっていません。

もう1つは、暴力団員になった者を組織から出せばいいということです。これが離脱ということです。今、福岡県警ががんばって、工藤会という地元暴力団から離脱する人が増えている。なぜかというと、金のとれなくなってきたからです。金の切れ目が縁の切れ目で、「辞めます。」となる。これを支援するのが組織弱体化には重要です。

三番目は「場所」、何をするにしても事務所が必要です。条例では、不動産業者に対して、暴力団でないことをチェ

ックすることを義務付けました。

暴対法では、暴力団抗争の時に事務所の使用制限というのがあります。これは、福岡でも非常に効果的でした。久留米の暴力団にこの制限をかけたのですが、彼らは大変困りました。立派なビルを持っているんだが、それが使えない。熊本まで行って会議をしたり、いろいろ苦労した。抗争指定されると事務所が使えなくなって大変だぞ、ということ、他の暴力団もそれを避けようと少し抑え気味にやっているのです。

次に、事務所撤去（使用差止）訴訟というものがあります。これは住民や市役所が主体です。住民がやる場合には、暴追センターが代理しましょうという制度があるのです。これを使いますと、住民があくまで主体ではありますが、その代理人として暴追センターが様々な訴訟行為を行うことができるようになります。

この訴訟も効果が大きい。そこに事務所があったのが、使えなくなるわけですから。

このように、カネ、人、場所の3点から暴力団の活動をしくくする対策を、暴対法、暴排条例を活用して進めていくことが重要なのです。

今後皆さんにお願いしたいことは、事前チェックとして契約に暴排条項を入れることです。つまり、暴力団と付き合い合ったりすると契約解除しますよ、という条項です。

次に事務所撤去訴訟です。全国8か所ほどでこの訴訟を起こしています。3か所ではもう和解しています。つまり出ていきますからもう許してください、ということです。

実はこの福井で二つの訴訟を起こしているのです。敦賀と福井でやっているわけです。それ以外のところは、広島、兵庫、京都、神奈川とか比較的大きいところが多いのです。福井の規模で2カ所同時にやるというのはもう大変立派なことだと思います。是非これを順調に進めていただきたいと期待しています。

(H29.10.20 福井地裁が仮処分を認める決定を出した)

暴力団を排除する必要を一番感じるのは、善良な企業、

県民の皆さんです。そしてこれまで申し上げたような対策を進める主体も、やはり企業、県民なのです。暴力団を弱らせるにはカネ・ヒトの対策が必須です。そして、その主体は警察ではなく、県民の皆さんであり、企業、経営者の皆さんなんです。

事務所訴訟もそうです。これはセンターや県警も手伝いますし、県の弁護士会、民暴の先生たちが一生懸命やってくれます。しかし、主体となるのは、あくまで県民・住民でありますので、警察とセンターと弁護士会だけでやるわけにはいかないということです。

福岡の時に、こんなことがありました。工藤会が、第二工藤会館というのを作った。広大な敷地に鉄筋コンクリート2階建て。あるとき突然、看板が建ち、「工藤会館」と書いてある。警察も寝耳に水、住民の方も驚くわけです。真ん前に幼稚園があり、小学校の通学路になっている。

この住民の皆さんが積極的で、「やりますよ！」と言ってくれた。なぜでしょうか。

その人達は、退職金をはたい

て家を買ったのであって、どこかに出ていくというわけにはいかない。我々はもうここで生活するしかない。子供、孫たちが通う通学路に、こんなものの存在を許すわけにはいかない。

そこで、警察と住民とが協働して抗議活動、暴排パレードをしました。敷地の前に監視小屋を作り、カメラを設置しました。住民もずっと詰めてくれました。すると、最初は、表通りからどんどん高級車に乗って入ってきた暴力団員が、裏の通りに車を止めて、裏口から歩いて入るようになった。

このような活動の結果、暴力団の追い出しに成功しました。やっぱり、住民の底力っていうのはあるんですね。それは、自分達の生活を守るためには自分がやらざるを得ないんだ、ということでもあります。センター、弁護士、もちろん警察も支援する。しかし主体として動くのは、県民であり住民なのです。

暴力団の強い社会というのは、産業も発展しない、みんなも安心して暮らせない、大変住みにくい社会です。それ

をもっと住みやすい社会にしよう。それが皆さんの実感だと思うわけです。

今回、福井であった事務所使用差止請求訴訟をはじめとして、暴力団の排除、暴力団なんて言うのは悪いものだと、世の中にあってはいけないものだというのをぜひ県民の皆さんが認識を共有していただいて、警察、弁護士会そしてセンターのバックアップを得て、進めていただければ幸いです。皆さんのご健闘ご健勝を心からお祈りします。

どうもご清聴ありがとうございました。